

鹿児島県公報

令和7年12月5日(金) 第675号



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(※) (障害福祉課取扱い) 1
- 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則(※) (障害福祉課取扱い) 2
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 3

選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正(※) (選挙管理委員会取扱い) 4

規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第75号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年鹿児島県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| | |
|---|--------------------------------|
| 法第46条第1項の規定による指定事業者に係る事業の再開の届出 | 指定障害福祉サービス事業再開届出書(別記第1号様式) |
| 法第46条第2項の規定による指定事業者に係る事業の廃止又は休止の届出 | 指定障害福祉サービス事業廃止(休止)届出書(別記第2号様式) |
| 法第47条の規定による指定施設の指定の辞退 | 指定障害者支援施設指定辞退届出書(別記第3号様式) |
| 法第51条の25第1項の規定による指定一般相談支援事業者に係る事業の再開の届出 | 指定一般相談支援事業再開届出書(別記第1号様式) |
| 法第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業者に係る事業の廃止又は休止の届出 | 指定一般相談支援事業廃止(休止)届出書(別記第2号様式) |

別記第1号様式から別記第2号様式までを削り、別記第3号様式を別記第1号様式とし、別

記第3号様式の2を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

.....

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第76号

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成24年鹿児島県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| | |
|---|-------------------------------|
| 法第21条の5の20第3項の規定による指定事業者に係る事業の再開の届出 | 指定障害児通所支援事業再開届出書(別記第1号様式) |
| 法第21条の5の20第4項の規定による指定事業者に係る事業の廃止又は休止の届出 | 指定障害児通所支援事業廃止(休止)届出書(別記第2号様式) |
| 法第24条の14の規定による指定施設の指定の辞退 | 指定障害児入所施設指定辞退届出書(別記第3号様式) |

別記第1号様式から別記第2号様式までを削り、別記第3号様式を別記第1号様式とし、別記第4号様式を別記第2号様式とし、別記第5号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第699号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

垂水市牛根麓字大磯4318番4, 4318番6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第700号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市新城字内田3983番2, 3984番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第701号

指宿市開聞川尻5873番地7 かいゑい漁業協同組合代表理事組合長丸山義明及び指宿市開聞川尻5824番地 坂元茂からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市開聞区域（指宿市開聞十町、開聞仙田、開聞上野及び開聞川尻の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和7年12月5日

鹿児島地域振興局長 南靖子

| 事業所 | | 指定障害児通所支援事業者 | | | 廃止年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------|--------------------|--------------|--------------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 子どもの家療育クラブ | 日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1 | 社会福祉法人大潟福祉会 | 日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1 | 潟山 康博 | 令和7年3月31日 | 保育所等訪問支援 |
| 多機能型事業所ハビステ吹上 | 日置市吹上町小野1212番地4 | 株式会社ハンズウェル | 日置市吹上町小野1212番地 | 坂之上竜治 | 令和7年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| ハビステひおき | 日置市伊集院町大田1324番地1 | 株式会社ハンズウェル | 日置市吹上町小野1212番地 | 坂之上竜治 | 令和7年4月1日 | 放課後等デイサービス |

鹿児島地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和7年12月5日

鹿児島地域振興局長 南靖子

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|--------|----------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 相談支援事業所 アイランド | 日置市伊集院町 妙円寺三丁目 2240番地8 | 一般社団法人福 C i t y | 日置市伊集院町 妙円寺三丁目 2240番地8 | 勝田 一生 | 令和6年 11月30日 | 自立生活 援助 |
| 学校法人日章学 園障害福祉サー ビス事業所 | 日置市伊集院町 清藤1938番地 | 学校法人日章学 園 | 宮崎市丸島町2 番36号 | 後藤 洋一 | 令和7年 3月31日 | 就労定着 支援 |

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号(不在者投票を行うことができる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年12月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

| | |
|---------------|----------------|
| 241 てあてハウスand | 鹿児島市西谷山二丁目6-29 |
|---------------|----------------|